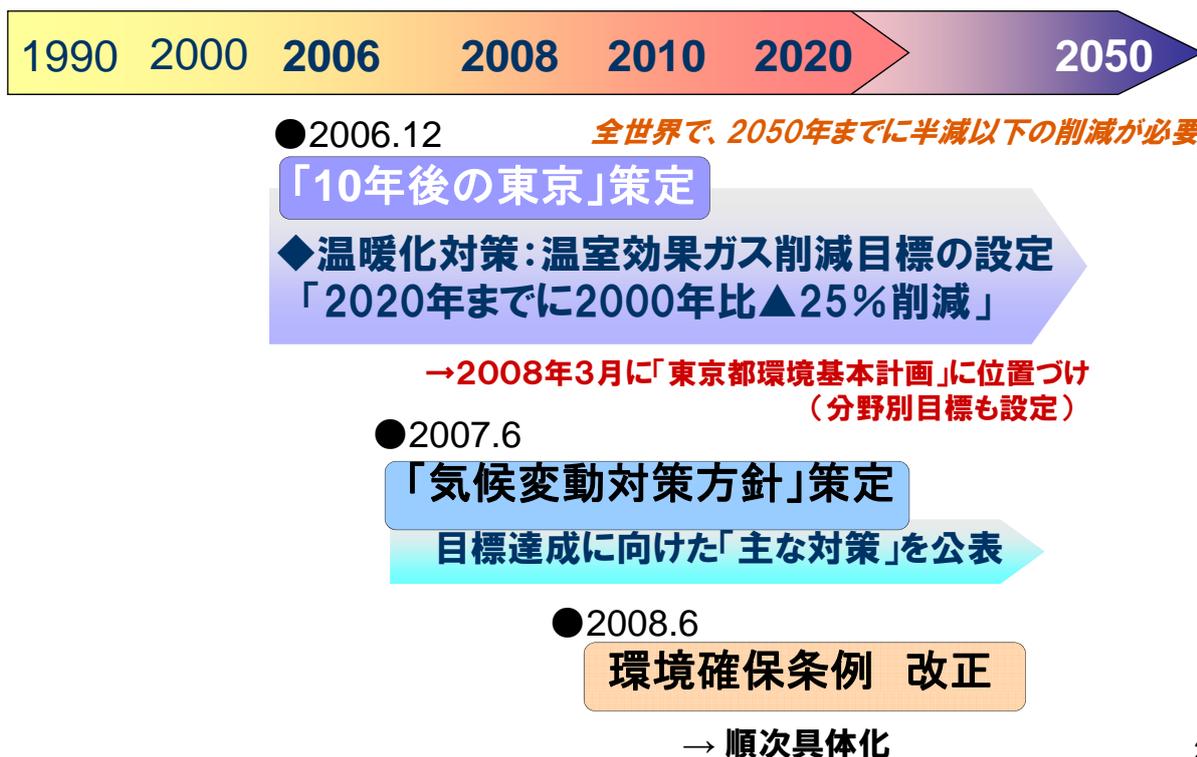


東京都の気候変動対策の展開と国への提言

～ 実効性の高い全国キャップ&トレードの実現に向けて



東京都の気候変動対策



目次

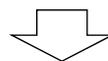
- 1 東京都の気候変動政策の基本的考え方
 - 2 東京都の大規模事業所対策の展開
 - 都市型キャップ&トレードの導入の経緯
 - 3 全国キャップ&トレード導入に関する東京都の提案
- (補) EUETSなどに関して



「東京都気候変動対策方針」 (2007年6月)

【気候変動に対する基本認識】

- 人類の活動が引き起こした最も深刻な環境問題
- 危険な気候変動を危機回避のため、今世紀の半ばまでに先進国は8割程度のGHG削減が必要
- 今後10年間で、地球の未来を決める。
 - 2015~2020年には世界のCO₂排出量を減少傾向に転換する必要



- エネルギー供給側、製品生産側とともに、最終需要側の取組が不可欠
 - 巨大な最終需要者である大都市の低炭素型への移行が必要
- 劇的な削減を可能とする21世紀の新しい都市モデルを東京において、いち早く実現していく。



「東京都気候変動対策方針」 (2007年6月)

【気候変動対策の基本的考え方】

- 日本の**環境技術**をCO₂削減に向け**最大限発揮する仕組み**をつくる。

- ・わが国には、世界に誇るべき優れた環境技術が既に存在している。
- ・CO₂排出量を早期かつ大幅に減少させていくためには、これらの現存する環境技術が全面的に活用され、そのポテンシャルを最大限に発揮できるような仕組みを作る必要
- ・しかし、現状ではこれらの環境技術が十分に活用できていない。

- 気候変動対策に**単一の特効薬**はない。

- ・大規模事業所、中小規模事業所、家庭の**それぞれが、役割と責任に応じてCO₂を削減する仕組み**をつくる。
- ・CO₂排出量の大きい大規模事業所は、より積極的な削減に取り組むことが必要

5



2. 東京都の大規模事業所対策の展開 ～都市型キャップ&トレード導入の経緯

2-1 「地球温暖化対策計画書制度」の運用

● 2000年12月、環境確保条例に基づく

「地球温暖化対策計画書制度」を導入（2002年施行）

* 一定以上の温暖化ガスを排出する事業所に、温室効果ガスの計画的な削減を求める

「地球温暖化対策計画書制度」(都環境確保条例)

※事業所の自主的取組を推進

自主的取組の
推進①
(2002-2004)

自主的取組の
推進②
(2005-2009)

総量削減の義務化
(2010～)

・第1ステップ
・排出量の報告と
自主的な目標の設定

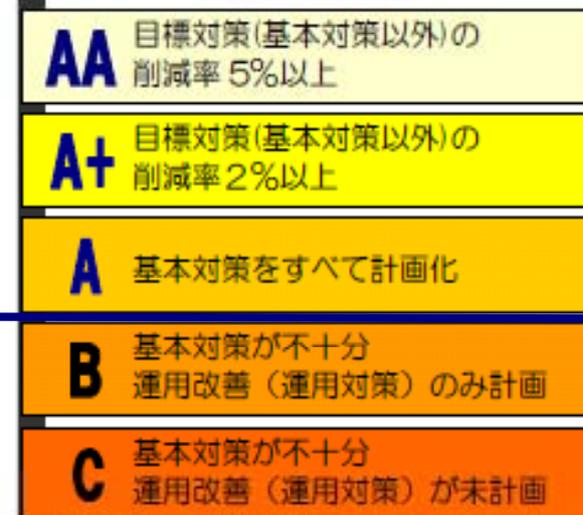
* 3年間で2%

・第2ステップ
・対象事業所がより高いレベルの削減対策に取り組む
よう、都が基本対策を提示（都による指導・助言）
・対象事業所は、毎年、排出状況報告を都に提出
・より積極的に温暖化対策に取り組む事業所を、
都が 評価・公表 * 5年間で6%

7

(1) 2005年度からの制度：計画書の評価基準

【評価基準】 計画書に記載された削減対策の内容により、以下の5段階で評価しました。



↑
都が選定した一定の
対策(基本対策)の
実施を計画化

※基本対策
(全ての事業所が基本的に
取り組むべき標準的な対策)

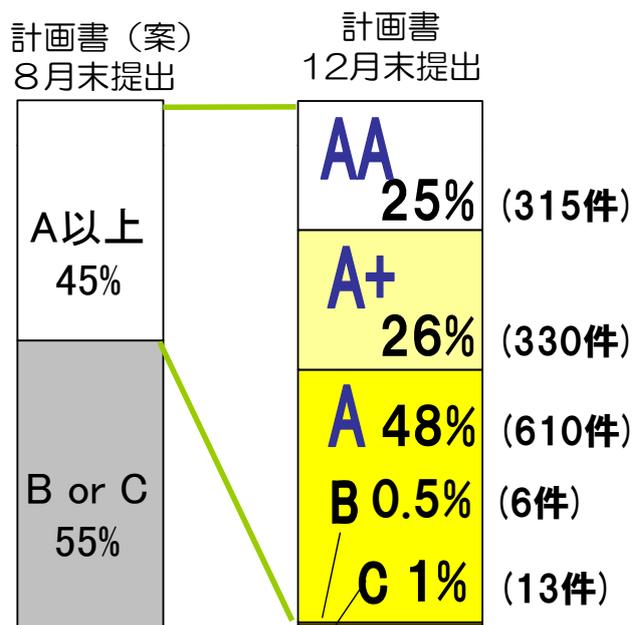
「運用対策」+
「投資回収年数が概ね3年以内
の省エネ対策」

※基本対策：都が基本的に取り組むべきものとして提示した投資回収3年以内の一般的な対策

※目標対策：基本対策以外で事業所が積極的に取り組む対策

8

(2) 2005, 6 (H17,18)年度計画書提出事業者 ～計画書の評価結果(推移)



※H17、H18年度の対象1,274事業所集計

- ①「計画書(案)」提出段階では、過半の事業所が、B、C評価レベル
- ②「計画書」提出段階では、都の指導・助言により、半分近い事業者が基本対策レベル(A評価)へ
- ③しかし、基本対策を超える対策をより積極的に計画する事業所(AA評価)は4分の1に留まった。

9

(3) 総量削減義務の導入へ

- 多くの対象事業所において取組内容が標準レベルに留まった。
- 削減対策に積極的に取り組まない事業所が見逃される不公平をなくす。
- 省エネを現場スタッフの努力の問題から、トップマネジメントの課題に

* 志高い自主的取組は極めて重要。

しかし、自主的な取組のみを促す制度だけでは、大幅なCO₂排出総量の削減は限界

* 自主か義務かではなく、

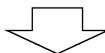
自主的取組をより促進するためにも、義務化が必要

10

2-2 導入の経緯

● 2007年6月 「東京都気候変動方針」発表

- ・大規模事業者へのCO2排出量総量規制と排出量取引制度（キャップ&トレード）の導入を提起

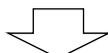


● 2008年1月まで ステークホルダー会議を開催

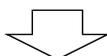
- ・経団連など14経済団体の反対意見書

＊排出量取引への「誤解」を解く

＊東京の事業者の実態等を踏まえた制度設計



東京商工会議所など東京の経済界の支持と理解



● 2008年6月

東京都議会全会一致で条例改正



11

2-3 ステークホルダー会議での議論

～経済界等からの主な意見と都の見解・制度設計での具体化

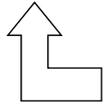
1. 技術的な裏づけなしに削減義務を設定しても削減に結びつかない。（日本、特に、東京の事業所は効率が極めて高い。これ以上の削減は厳しい）
2. 企業のCO2排出量にキャップをかけることは、企業活動そのものに制限をかけること。東京の経済活力を損なうおそれがある。
3. 短期的視点から削減義務を設定すると、革新的技術の開発にインセンティブが働かない。排出量取引は技術革新の原資を奪う。
4. 規制逃れのために生産拠点を他県や海外に移転する動きを助長。全国ひいては世界の排出量が増加するおそれがある。
5. 公平かつ公正な排出枠の設定は不可能である。
6. テナントビルはオーナーだけに責任をおわせるのはおかしい。
7. 東京の温室効果ガスの2割を排出する大規模事業所にのみ削減を義務付けても、都全体の総量の削減は保証されない。

(補) EU域内排出量取引制度(EU-ETS)の問題点を学ぶべき。
EUなどにおいても、EU-ETSは批判の対象となっている。
都がEUの失敗例を後追いすることは、賢明な方策といえない。

12

1. 削減の技術的裏づけ

技術的な裏づけなしに削減義務を設定しても削減に結びつかない。
(日本、特に、東京の事業所は効率が極めて高い。これ以上の削減は厳しい)

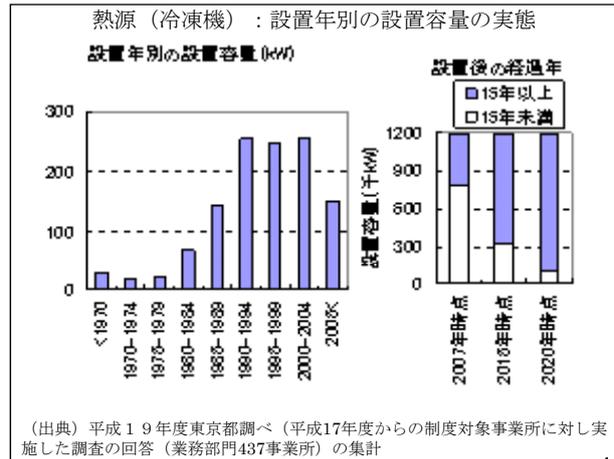
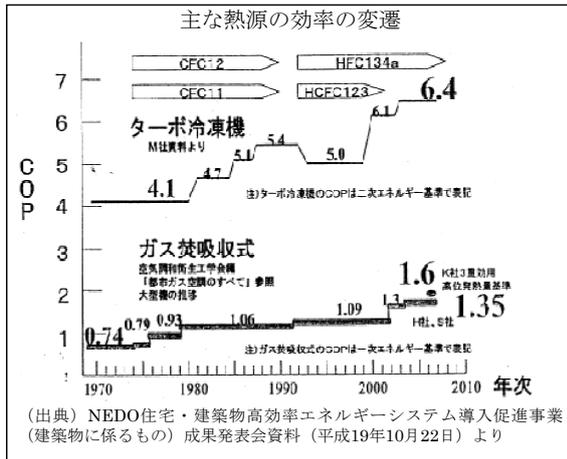


省エネ技術は日進月歩。最新の省エネ技術の活用で、CO2削減の余地は十分にあると考えます。

■空調、照明などの機器の省エネ効率は大幅に上昇

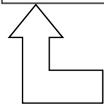
■最新の省エネ技術を導入する機会が存在

*最新の省エネ技術は十分に活用されていない状況も



2. 削減義務と経済活動の制限

企業のCO2排出量にキャップをかけることは、企業活動そのものに制限をかけること。東京の経済活力を損なうおそれ。



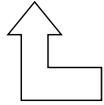
・多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざす。
・先進的な省エネ技術の活用、CO2排出量の少ないエネルギーへの転換、更には排出量取引等の方法で、CO2削減と企業の成長を両立することは、十分可能
・低炭素型への移行が、都市の活力維持につながると考えます。

■削減義務は事業活動の決定を意味しない。事業活動の両立とCO2削減の両立が必要

- ・わが国でも、多くの企業が、事業拡大を目指しながら、総量削減目標を設定 (生産規模の拡大とCO2の削減を両立させる先進的な省エネ対策に成功している企業も)
- ・先進的な省エネ技術の活用、CO2排出量の少ないエネルギーへの転換、更には排出量取引等の方法で、CO2削減と企業の成長を両立することは、十分可能と考えます。
- ・削減義務の導入は、今後、CO2排出量がどの程度になるか、どのように排出を小さくするか、という観点を経営判断の不可欠の要素になることを意味するもの。
- ・これまでも事業活動は、環境保全ばかりでなく、労働者・消費者保護等のさまざまなルールの下で営まれてきた。
- ・気候変動の危機が迫る今日、削減義務の導入は、CO2排出に関する新たなルールが加わるものであり、行政が恣意的な統制を加えるものではない。

3. 削減義務と長期対策、技術革新

短期的視点から削減義務を設定すると、革新的技術の開発にインセンティブが働かない。排出量取引は技術革新の原資を奪う。



- ・都内の事業所では、既存の最適省エネ技術が十分に活用されていません。削減義務の導入によって、高効率の省エネ機器の需要が拡大し、新しい技術の開発も進む、と考えます。
- ・省エネ技術や再エネへの投資が安定的に行われるためには、中長期的なCO2削減目標が必要

■既存の最適省エネ技術が十分に活用されていない。～削減義務の導入で最新省エネ機器導入が拡大
 ■大幅なCO₂削減に、新技術開発が必要な施設への配慮は必要

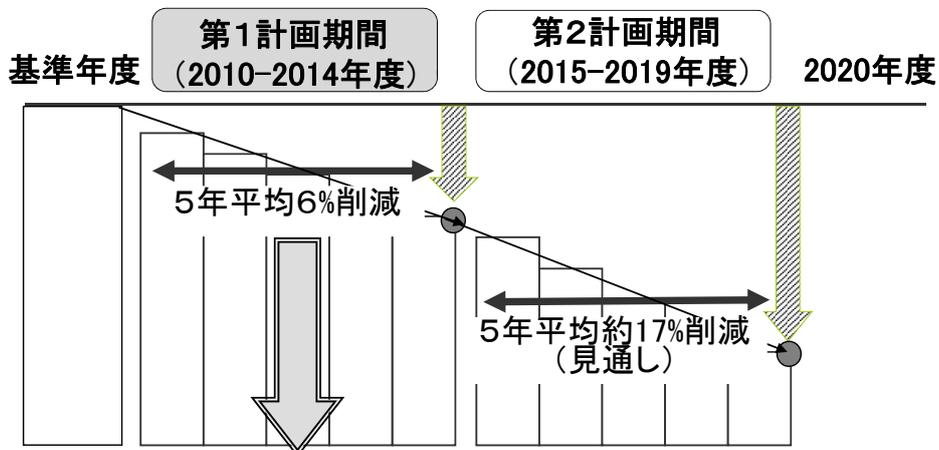
- ・熱源機器メーカーへのヒアリング結果
販売されている機器のうち、標準レベルに比べ効率が大幅に高い機種が占める割合は、概ね1割から3割程度との事例
→ 最新の省エネ機器が全面的には導入されていない。
- ・都内事業所の今後の設備更新状況
- ・削減義務の導入は、最新の省エネ機器に対する需要を掘り起こし、高い省エネ技術を東京で有効に活かすことに。

- ・石油精製プラントや発電所、製鉄所などの場合には、大幅なCO₂削減には既存技術では不十分で、新たな技術開発が必要な場合もあると考えられるが、これらの施設は、都制度の対象には存在しない。
- ・我が国の優れた省エネ技術が、今後とも世界の温暖化対策に活用されるべきであることは当然であり、今後、全国的な削減義務制度を設計する中で、具体的な対応が検討されるべきものとする。

【参考】削減義務率 ～2020年までの見通しを提起

●ご意見を踏まえて、第1計画期間だけではなく、第2計画期間の見通しも併せて提示

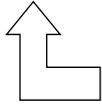
◆「2020年、2000年比25%削減」に必要な業務産業部門の削減率は17%



- ◆第1計画期間(2010-2014年度)を「大幅削減に向けた転換始動期」と位置づけ
総量削減目標を▲6%に設定⇒これを前提に、区分ごとの削減義務率(8%又は6%)を設定
- ◆第2計画期間における総量削減目標(キャップ)
見通し: 約17%程度(平均)(基準年度比)、第2計画期間 開始前に決定

4. 他地域への経済活動拠点の移転

**規制逃れのために生産拠点を他県や海外に移転する動きを助長。
全国ひいては世界の排出量が増加するおそれ**



- ・先駆的な取組がなければ、全国の対策も強化されない。
- ・企業の立地はCO2削減コストのみを主要な要因として決まるものではありません。

■ 都は全国レベルでも導入されるべき対策を率先して提案。

●これまでの環境施策の歴史

東京を始め地方自治体の先駆的な施策が、事業者の協力を得て、我が国全体の対策強化を先導

- 東京の企業と地方自治体が率先して、具体的な排出削減対策を強化することが、日本全体の気候変動対策の強化を可能とする。(参:アメリカ)連邦政府に先んじた州レベルでの取組が拡大
- 都制度では、東京以外の地域での削減量についても、一定量までは削減義務履行に活用可能

→「全国的な視点で生産・流通拠点等の最適化を進めて
いる企業」も、対策の効率性を考慮しながら、都制度への対応が可能

	回答数	回答率
用地面積の確保が容易	142	19.0%
本社への近接性	99	13.2%
市場への近接性	90	12.0%
関連企業への近接性	76	10.2%
その他	74	9.9%
県市町村の助成・協力	72	9.6%
地価	70	9.4%
原材料等の入手の便	41	5.5%
経営者等との個人的つながり	28	3.7%
労働力の確保	25	3.3%

17

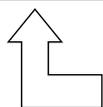
■ 事業所の立地にはコスト以外の様々な要因が。

- ・企業の立地を決める要因には、市場や関連企業への近接性、経営者のつながりや労働力の確保などの人的要因など、コスト要因以外にも様々な要因があります。
- ・またコスト要因の中にも、地価を始め様々な要素があります。

(出典:平成15年工場立地動向調査(経済産業省)から作成)

5. 公平・公正な削減義務水準の設定

公平かつ公正な排出枠の設定は不可能である。



・何をもちて公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見があります。削減義務の設定に関しては、次のような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。

- ①業種や事業所ごとの特性への配慮
- ②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮
- ③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮
- ④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮

■ 都は公平性・公正さへの配慮を、制度案検討段階で具体的に提案

・都の制度案は、業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮したものです。

■ 「自主的な削減対策」という枠組で生じる不公平

- ・「自主的な削減対策」という枠組の下では、行政からどんなに強力な働きかけがあっても、踏み込んだ削減対策を行わない業種や企業が、残ってしまうことは避けられません。
- ・削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます。

18

【参考1】基準排出量の設定 ～事業所の実績等から算定

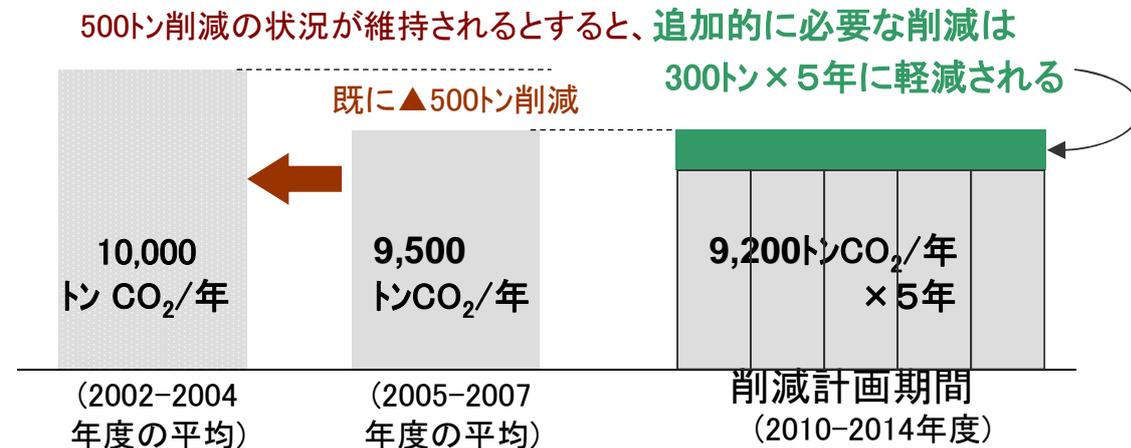
●業種別・事業所別の特性への配慮：各事業所の過去の排出実績から算定

●これまでの削減実績への配慮

：既に総量削減実績がある事業所は、基準排出量をより過去の年度で算定

【原則】2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度

(例)既に総量削減実績のある事業所は、より過去の年度での設定が可能



*建物の増改築等による床面積の大幅な増減や生産ラインの増設・廃止など、建物の使用形態が変わることで排出量が大幅に変わった場合には、設定した基準排出量を見直し

19

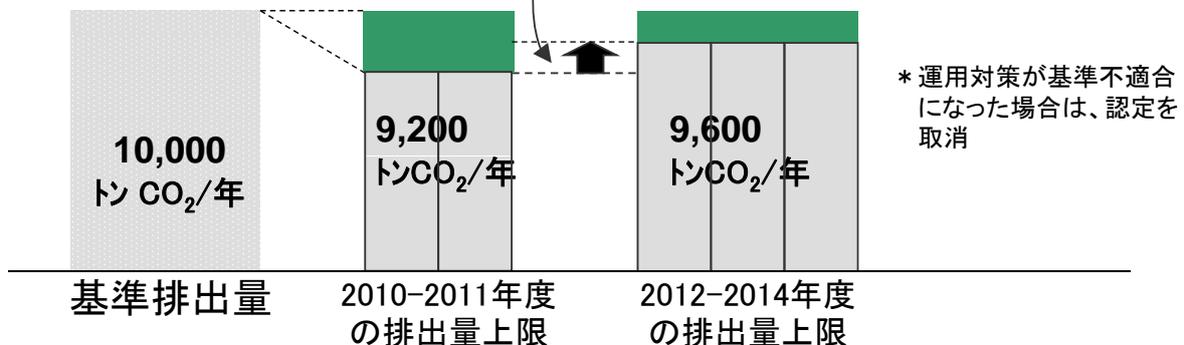
【参考2】トップレベル事業所認定の仕組み

●削減に向けた対策の推進の程度が、特に優れた事業所への配慮

：トップレベル事業所は削減義務率を軽減(トップレベル:1/2に軽減、準トップレベル3/4に軽減)

(例)2012年度から義務率1/2のトップレベル事業所と認定された場合

⇒ 2012年度以降の削減義務率が1/2 (第1計画期間中有効*)



〔総量削減義務履行の状態〕

●「基準排出量」:10,000トン、●通常の削減義務率:▲8%削減 の場合

①2010-2011年度(2年間):18,400トン (9200トン(10000トン×▲8%)×2年間)

②2012-2014年度(3年間):28,800トン (9600トン(10000トン×▲4%)×3年間)

⇒5年間の排出量の合計を、47,200トン以下に

20

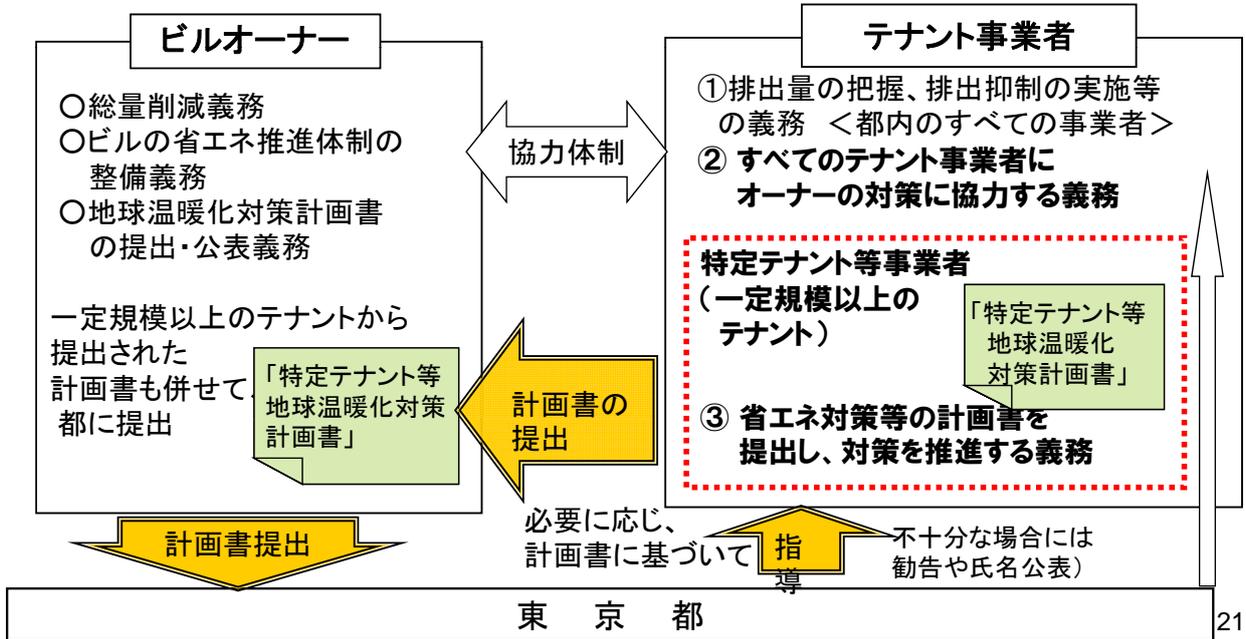
6. テナントビルにおける対策

テナントビルはオーナーだけに責任をおわせるのはおかしい。



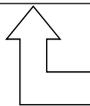
・ご意見をふまえて、テナントの協力が得られる仕組みづくりを検討

【制度化した仕組み】



7. 東京都全体の削減対策

東京の温室効果ガスの2割を排出する大規模事業所へのみ削減を義務付けても、都全体の総量の削減は保証されない。



- ・気候変動対策に単一の特効薬はありません。
- ・大規模事業所対策とあわせ、中小事業所、家庭、自動車対策の強化も進めていきます。
- ・とりわけ大規模事業所は、その排出量の大きさに応じた役割を果たすことが求められます。(CO2削減対策:「共通だが差異ある責任」)

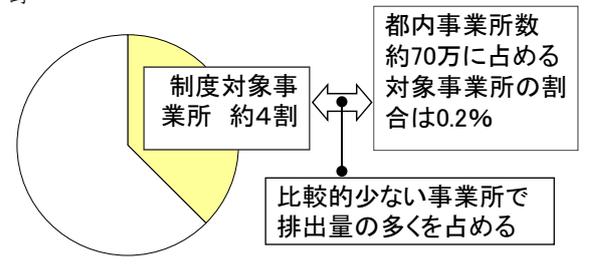
■大規模事業所への削減義務のみで、都のCO2削減対策が完結するなどとは、全く考えておりません。

■中小規模事業所や、家庭・自動車部門での主な対策も、「気候変動対策方針」で同時に提案

・加えて、「10年後の東京実行プログラム」や「カーボンマイナス東京10年プロジェクト施策化状況」、「東京都環境基本計画」で具体的施策を明らかにし、順次実施

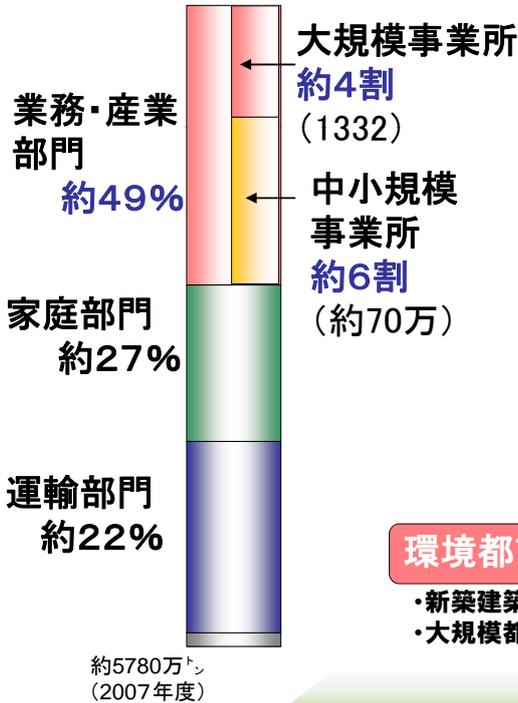
大規模事業所：都内業務・産業部門のCO2に占める割合

*主要な対象とする業務部門は、東京の中でCO2の排出増加率が最も大きい分野であり、対策の強化が特に必要な分野



東京都の気候変動対策（部門別の主な対策）

都CO₂排出量（部門別）



大規模事業所への「総量削減義務」の導入

中小規模事業所の省エネを促進

- 地球温暖化対策報告書制度の導入
- 環境減税 ●中小クレジット創出プロジェクト など

家庭の節電・省エネを進める

- 100万kWソーラー(太陽光・太陽熱)の普及
- 環境学習の推進 ●家庭向け高効率給湯器の普及など

自動車部門のCO₂削減

- 電気自動車、プラグインハイブリッドなどの普及
- 物流ベンチマークによる効率化の推進 など

環境都市づくり制度の導入・強化

- ・新築建築物の環境性能の評価と公表、省エネ性能基準の義務付け
- ・大規模都市開発での省エネ性能の条件化、地域でのエネルギーの有効利用 など

確実に「2020年2000年比▲25%削減」へ

(補) EU-ETSについて

(2007年度ステークホルダー会議での議論より)

EU域内排出量取引制度(EU-ETS)の問題点を学ぶべき。EUなどにおいても、EU-ETSは批判の対象となっている。都がEUの失敗例を後追いすることは、賢明な方策といえない。

(経団連等からのご意見(2008年1月、都に提出)の趣旨)

- ・都が提案している制度案は、EU-ETSと同じものではありません。
- ・「削減義務+排出量取引制度」には、様々なバリエーションがありえます。世界各地でその地域の実情に合わせた制度設計が進んでいます。
- ・したがって、都の提案に関する議論の中で、EU-ETSそのものについて論ずることは、あまり大きな意味をもちません。
- しかし、今後、都提案についての建設的な議論を可能とするために、ご指摘いただいた点について、都は、情報確認のための調査等を実施。得られたいくつかの情報をご紹介します(※別紙参照)
- ・論点1: 衡平かつ合理的な義務設定は極めて困難
～義務の割当の公平性を巡り、EUでは訴訟が多発
- ・論点2: 排出削減の点で効果なし
- ・論点3: 制度の実態はマネーゲーム
- ・論点4: EU内部でも批判の声あり

■ステークホルダー会議

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/kikouhendouhousin/index.htm>

2-4 条例改正後の取組み

<2008年度>

- ・6月 東京都議会全会一致で条例改正
- ・7～8月 対象事業所向け説明会開催
- ・2月 削減義務率など制度の重要事項に関するパブリックコメント
- ・3月 パブリックコメントの結果等も踏まえ規則制定
(削減義務率等の決定)

<2009年度>

- ・6月 地球温暖化対策指針作成、対象事業所向け説明会開催
- ・7月 トップレベル事業所認定基準(区分Ⅰ)策定・公表
CO₂排出量算定・検証ガイドライン策定・公表・説明会
- ・8月～ 制度のヘルプデスク開設、登録検証機関の申請・登録
- ・10月末 排出の状況に関する届出、提出締切
- ・11月末 トップレベル事業所認定基準(区分Ⅰ)説明会
- ・3月 トップレベル事業所認定基準(区分Ⅱ)策定・公表・説明会
各種オフセットクレジット算定・検証ガイドライン策定・公表
排出量取引のしくみ(概要)公表
1332事業所を対象事業所として指定

<2010年度> 2010年4月、削減義務の開始(制度施行)

25

削減義務開始後のスケジュール

<2010年度>

- ・4月 削減義務の開始
- ・5月中旬 2010年度制度説明会
排出量取引の仕組み(概要)、各種クレジットガイドライン等を説明
- ・6月上旬 統括管理者・技術管理者講習会
- ・6月下旬 テナント省エネ対策セミナー
- ・7月上旬 中小クレジット事業化サートセミナー
- ・7月中旬 地球温暖化対策計画書作成説明会等
- ・9月末 基準排出量等の申請締切(削減義務率と削減義務量の確定)
- ・11月末 地球温暖化対策計画書提出締切
- ・12月末 トップレベル事業所(区分Ⅰ)の認定申請締切
- ・年度後半 省エネチューニング実践セミナー、データセンターグリーン化セミナー
- ・3月末 トップレベル事業所(区分Ⅱ)の認定申請締切

<2011年度>

- ・排出量取引制度の開始(削減量口座簿の運用開始)

26



2-5 条例運用の状況

～総量削減義務と対象事業所等の動き

■削減対策計画の提出は、本年11月末まで

→削減に向けた取組みの全体状況はその時点から把握可能に

■いくつかの特徴的な動き

- 1 省エネ性能の高い新築オフィスビルの建設へ
 - ・従来型ビルに比べ50%削減を目標
 - ・太陽光発電設置率の急増(2割(2008)→4割程度(2009))
- 2 既存施設での省エネ改修・運用改善策の強化
 - ・大手不動産会社で削減義務期間にあわせたCO2削減工事計画の策定
 - ・地域冷暖房施設等での省エネ投資の強化
- 3 テナントと共同での削減対策の開始
 - ・大手デベでは、条例化を機にテナントへの具体的対策提案を開始
- 4 トップレベル事業所認定のための対策強化の動き
 - ・トップレベル認定めざした削減対策の強化
- 5 データセンターの動き
 - ・データセンターの省エネに関する、事業者団体からの協働取組提案

27



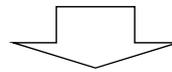
3. 全国キャップ&トレード に関する東京都の提言

全国キャップ&トレード～東京都の提言

～「総量削減による実効性の高い制度を」

1 原単位(効率改善)ではなく、 総量削減義務の導入を

- 原単位(効率改善)の取組は非常に重要。
しかし、生産量の増加による排出量の増加を許す制度では不十分。必要なのは総量の削減
- 少なからぬ企業が「生産ラインの改善」と「ユーティリティの高効率化・運用・改善」により生産を拡大しつつ排出量削減をめざす。
- 短期的に削減が困難な場合には、他者の削減分で代替(排出量取引)



総量削減は生産量に上限を課すものではない。

*なお、国際競争力への配慮が必要な産業に対しては、当初は無償割当を行うことや、オークション比率を低く設定し、国際的な気候変動対策の枠組みの整備にあわせて、段階的にオークション比率を高めていくことを検討

29

2 直接排出方式により、火力発電所の排出総量を対象に

－ 電力需要側にも、別途、削減を求めるしくみを導入

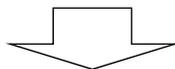
- 実効性の高い制度とするためには、国内最大の排出源＝火力発電の排出総量を対象とすることが必要
 - ・ 小規模事業所、家庭、電気自動車などの電力使用にも効果が及ぶ
 - ・ 最大排出源を対象外にして、他の産業の納得が得られるか。
 - ・ 海外制度でも電力は対象に
 - － EUETSでは厳しいキャップが電力に
 - － RGGIは、火力発電所だけが対象
 - － ケリー・リーバーマン法案では、まず火力発電所から対象に
- 同時に、電力需要側の対策も必要。電力会社だけに、削減努力を負担させるのではなく、電力需要側にも別途対策を導入
 - ・ 英国では「CRC」、日本では「都制度型」の制度を

30

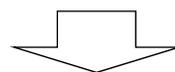
3 事業者単位でなく事業所単位の制度に

削減目標未達成にはペナルティ／

超過削減量には経済的価値



排出量・削減量の正確な把握が不可欠



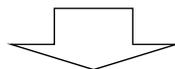
「事業所」単位の制度に

- 事業者単位では小規模な事業所まで算定・検証対象に
- フランチャイズチェーンでは1万店以上も
- 建物内テナントでは店舗単位で計量できない場合も

31

4 国と地方がともに積極的な役割を果たす制度に

- 直接排出なら、
500事業所(10万トン以上)で日本の総排出量の過半をカバー
→ 国は、これらの超大規模施設を対象に基幹制度を運営
- それ以外の省エネ法2種以上事業所1万3千~4千事業所は
地方自治体が運営主体となる制度を
→ 既に33都道府県・指令指定都市で報告書制度を導入。
省エネ法対象事業所1万5千施設のうち約1万施設をカバー。



国家C&Tと地域C&Tの、2制度の創設を

＊基本的内容を法で規定。条例による地方裁量を可能に。

・国の地方機関廃止、地方分権の推進とも合致する制度を

32



(補) EU ETS などに関して



① EU-ETSについて

- 「EU-ETS」への批判は、2007-2008年に東京都が実施したステークホルダー会議でも経団連等から提起された。
- しかし、その批判の大半は「誤解」に基づくものであった。
(別紙参照)東京都資料「EU域内排出量取引制度に関する論点について」
(2008年1月)

- EU-ETSの実効性の評価に関しては、当然、様々な意見がある。
- 引用されている意見は、実は、より厳しいキャップや規制を求める立場からの意見



**意見:「現行のEU-ETSが
環境技術への投資を十分促進していない」**

英下院環境監査委員会 報告書(2010年2月)



**●英下院環境監査委員会 報告書では、キャップの強化を主張
しています。**

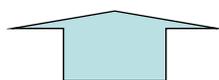
「排出量取引は、気候変動対策を促進させる上で重要な潜在的利点を有している。しかし、EUETSには欠点がある。特に、EUETSのキャップは、排出者に、概してコストのかかる排出削減投資を決断させるには、緩やかすぎる。よって、キャップは、大幅な引き締めが必要であり、また、新規参入者リザーブ用排出枠の取消しや、(無償割当ではなく)できるだけ多くの排出枠のオークションの実施を併せて行うべきである。」

35



**意見:欧州を代表する研究機関ECOFYSは、「これまでのところ、
EU-ETSは、域内の排出削減に寄与していない」と評価**

Climate policy and pledges and the EU position(2009年12月)



●エコフィスは、同じ資料で、次のような指摘もしています。

「今回の経済危機は、経済危機以前に立てられた排出量見通しと比べて、2020年の排出量の大幅な減少を引き起こす。したがって、1990年比でのより野心的な削減目標を合意することが可能となるだろう。2020年までに1990年比で20%削減するという目標をより野心的な目標へ引き上げなければ、EUETSは効果のないものになってしまうかもしれない」

36



(参)イギリスにおける排出量取引制度について

1 EU-ETS(2005年開始) ：英国の削減対策の中核

- EUETS :キャップ&トレード制度(総量削減)
- 英国内の500施設を対象(主に産業部門、発電所)
- 英国の産業業務部門総排出量の7割強をカバー(2億5660万トン)
- 電力部門を低炭素型に転換するための**主要手段は、電力と重工業(2012年からは国際交通も含む)からの排出量を制限するEU-ETS**

(英国政府「英国の低炭素経済への移行計画」2009年7月)

37



2 CRC(2010年開始) ：主に業務部門を対象とする新たな制度

- キャップ&トレード制度(総量削減)
- 英国の総排出量の10%をカバー

3 UK-ETS(2002年開始.2011年終了予定)

- 総量目標と原単位目標を含む
- 「UK-ETSは、気候変動協定(CCA)参加者のための取引制度として、**限定的な形でまだ運営しているが、2011年に終了する。**」 英国エネルギー・気候変動省デービッド・キンダー国際炭素市場課長、シニア・ポリシー・アドバイザー マット・コイン氏談(2010年3月来日時)
- 「**英国の気候変動に関する目標を達成するうえで中心的な役割を担うのはEUETSである**」

英国エネルギー・気候変動省デービッド・キンダー国際炭素市場課長談(2010年3月来日時)

38

② 排出量取引＝マネーゲーム論について

- 「取引の主な担い手は金融関係者」？
- 「実需は少ない」？

● 都制度導入時も同じ議論。しかし……

- ・「EU-ETS のなかで最も活発な取引を行っているのは、大手公共企業体、特に発電事業者です。これらの企業は、自国政府によって、他の産業・製造部門よりもずっと厳しい目標を与えられているからです。」
(英国CEAGのリズ・ボッセリー氏)
- ・「EU-ETS の対象企業には排出量取引の習慣のない企業も存在。彼らは、直接、市場で排出枠を調達するのではなく、関連する銀行やエネルギー供給会社に、彼らに代わって売買を行うよう指示することを選択すると思う。それが、銀行がなぜ市場で活発なように見えるかを示唆している。」(環境NGO CAN EUROPE のトーマス・ウインズ氏)
- ・「実需」の定義は困難

*もちろん金融機関は取引で利益を得ることを目的にし、投機も存在。しかし、そのことのみを一面的に強調する議論は生産的ではない。

39

Tokyo Climate Change Strategy



ポスト京都の国際合意、米連邦法の動向を待たず、むしろ、日本から、国内のCO₂削減及び技術革新に寄与する、先駆的な実効性のある制度の実現を

